平成２１年（フ）第６４４号
神奈川県座間市広野台１丁目18番15号　広野台アパート101号
債務者　倉野富多美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３０号
長崎県佐世保市口の尾町1659番地１
債務者　古家　雅博
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
静岡県焼津市本中根813番地の１　大富ハイホーム101号、旧住所静岡県焼津市道原741番地の３
債務者　村松　良江
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２２１１２号
東京都豊島区南長崎４丁目39―７
破産者　馬場　健之
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２８３６号
東京都江戸川区興宮町16―19
破産者　岡野美枝子（旧姓石塚）
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２２号
東京都中央区築地３―12―１、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市二子町588番地１
破産者　有限会社バスケットコーポレーション
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２９８１号
千葉県千葉市中央区鶴沢町18番10号
破産者　ヤシマ建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３８２号
茨城県水戸市東野町244番地３
破産者　有限会社カワコウ
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３８３号
茨城県東茨城郡茨城町大字神宿1267―１
破産者　川澄　勇三
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９０００号
埼玉県三郷市仁蔵455番地10
破産者　株式会社パートナー
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２０４号
東京都大田区北糀谷２丁目９番11号
破産者　有限会社米田金型製作所
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２０５号
東京都大田区北糀谷２丁目９―11
破産者　米田　英一
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７０６号
東京都目黒区原町１―６―６―201、住民票上の住所大阪府堺市堺区中田出井町２―５―４
破産者　安丸雄一郎
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７１８号
東京都板橋区向原３丁目９―５―301、開始決定時の住所東京都練馬区小竹町２丁目７―21―201
破産者　須崎　　誠
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５３７号
神奈川県横須賀市佐原４丁目13―５―106
破産者　大槻　一成
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８９０号
東京都昭島市上川原町３丁目14―４―107
破産者　中島　紀幸
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７１１号
青森県つがる市木造朝日９―76
破産者　布施　　忍
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８１７号
東京都昭島市田中町２丁目24―４　２Ｆ
破産者　小師　教子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８４２号
東京都豊島区西池袋３丁目33―11
破産者　木村久美江
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部